

南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例（平成10年4月3日条例第13号）

最終改正：

改正内容：平成10年4月3日条例第13号

○南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例

平成10年4月3日条例第13号

南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 水資源保全利用基本計画（第8条）

第3章 水資源かん養保全区域（第9条～第17条）

第4章 地下水採取の届出等（第18条～第24条）

第5章 地下水採取規制区域（第25条～第27条）

第6章 雑則（第28条～第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、南足柄市環境基本条例（平成8年南足柄市条例第19号）の本旨を達成するため、水資源の保全及び利用について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、水資源の保全及び利用に関する施策について必要な事項を定めることにより、将来にわたり良好な自然環境及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）水資源 河川の水系における水及び地下水（わき水を含む。以下同じ。）をいう。
- （2）事業者 事業活動を行う者をいう。
- （3）キャンプ等 キャンプその他これに類する野外活動で、飲食を伴うものをいう。

（基本理念）

第3条 水資源の保全及び利用は、水資源に限られた貴重な資源であり、市民生活の向上、経済社会の発展及び産業活動の振興に欠くことができない公共性のある資源であるとの認識にたつて、行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める水資源の保全及び利用の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全及び利用に関する総合的な施策を策定し、及び推進する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、節水並びに水資源の有効利用及び水質汚濁防止に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する水資源の保全及び利用のための施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、節水並びに水資源の有効利用及び水質汚濁防止に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する水資源の保全及び利用のための施策に協力する責務を有する。

（財産権の尊重）

第7条 市は、この条例の運用に当たっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するよう留意しなければならない。

第2章 水資源保全利用基本計画

（水資源保全利用基本計画）

第8条 市長は、適正な水資源の保全と利用を図るため、水資源の保全及び利用に関する基本的な計画（以下「水資源保全利用基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 水資源保全利用基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）水資源の保全及び利用に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、水資源の保全及び利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、水資源保全利用基本計画を策定するに当たっては、南足柄市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、水資源保全利用基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、水資源保全利用基本計画の変更について準用する。

第3章 水資源かん養保全区域

（保全区域の指定等）

第9条 市長は、森林地域で、自然的社会的諸条件からみて水資源かん養機能が高く、その機能を保全することが特に必要なものを水資源かん養保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該保全区域に係る土地の所有者その他利害関係人の意見を聴かななければならない。

3 市長は、保全区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、保全区域の指定の変更又は解除について準用する。

（保全区域での行為の届出）

第10条 保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立てること。

（指定等に伴う経過措置）

第11条 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際当該保全区域内において、前条各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（措置命令）

第12条 市長は、第10条の規定による届出があった場合において、当該保全区域における水資源かん養機能の保全のため必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、当該水資源かん養機能の保全のため必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該保全区域における水資源かん養機能の保全のため必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、当該水資源かん養機能の保全のため必要な限度において、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（適用除外）

第13条 次に掲げる行為については、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

(1) 軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(3) 国又は地方公共団体が行う行為

（中止命令等）

第14条 市長は、保全区域における水資源かん養機能の保全のため必要があると認めるときは、第10条若しくは第11条の規定に違反し、又は第12条第1項若しくは第2項の規定による命令に従わない者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

（キャンプ等禁止区域の指定）

第15条 市長は、保全区域内において、水資源の水質の保全を図るため、特にキャンプ等を禁止する必要があると認める区域をキャンプ等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、キャンプ等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該キャンプ等禁止区域に係る土地の所有者その他利害関係人の意見を聴かななければならない。

3 市長は、キャンプ等禁止区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、キャンプ等禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(キャンプ等の禁止)

第16条 何人も、キャンプ等禁止区域内においてはキャンプ等を行ってはならない。ただし、公務上の必要その他特別の理由により、あらかじめ市長の許可を受けた者については、この限りでない。

2 市長が指定する職員は、キャンプ等禁止区域内においてキャンプ等を行っている者があるときは、その者にキャンプ等をやめるよう指示することができる。

3 前項に規定する職員は、同項の指示をするときは、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(標識の設置等)

第17条 市長は、保全区域及びキャンプ等禁止区域を指定したときは、当該区域内の土地又はその区域に隣接する土地にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

2 何人も、前項の規定により設置された標識を、市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第4章 地下水採取の届出等

(地下水採取等の届出)

第18条 規則で定める揚水施設を設置して地下水を採取しようとする事業者は、当該揚水施設の設置に係る工事に着手する日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の適用を受ける者にあつては、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 揚水施設の数、位置及び構造

(3) 地下水の採取予定量及び用途

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出があつた揚水施設を譲り受け、借り受け、又は相続若しくは合併により取得した事業者は、当該譲り受け、借り受け、又は取得した日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(開始の届出)

第19条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る地下水の採取を開始したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出等)

第20条 第18条第1項又は第2項の規定による届出をした者（以下「地下水採取届出者」という。）は、同条第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした地下水採取届出者は、当該届出に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 地下水採取届出者は、第18条第1項第1号又は第4号に掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第21条 地下水採取届出者は、地下水の採取を取りやめたとき又は当該揚水施設が第18条第1項の規則で定める揚水施設に該当しなくなったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(採取量等の測定等)

第22条 第18条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している事業者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、及び記録し、その結果を市長に報告しなければならない。

(地下水利用管理者の設置)

第23条 第18条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している事業者のうち、規則で定める量以上の地下水を採取している事業者は、その地下水利用に関し、適正な管理を図るため、地下水利用管理者を置かななければならない。

(指導等)

第24条 市長は、適正な地下水の保全及び利用のため必要があると認めるときは、第18条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取する事業者に対し、地下水の採取について、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第5章 地下水採取規制区域

(規制区域の指定)

第25条 市長は、地下水位に関する調査その他規則で定める地下水調査の結果に基づき、地下水を保全する必要があると認める区域を地下水採取規制区域（以下「規制区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、規制区域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該規制区域内において第18条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している事業者その他利害関係人の意見を聴かなければならない。

3 市長は、規制区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、規制区域の指定の変更又は解除について準用する。

(揚水施設の構造基準)

第26条 市長は、規制区域を指定したときは、当該規制区域内において事業者が設置しようとする第18条第1項の規則で定める揚水施設について、構造基準を定めることができる。

(措置命令)

第27条 市長は、地下水を保全するため必要があると認めるときは、規制区域内において第18条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の採取量を減少、地下水採取の一時中断その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、報告を求めることができる。

(立入調査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、保全区域内の土地又は建物内に立ち入り、及び第18条第1項の規則で定める揚水施設に係る土地又は建物内に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で規則で定める日から施行する。（平成10年9月規則第31号で、同10年10月1日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第18条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している事業者は、この条例の施行の日から起算して30日以内に同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、地下水採取届出者とみなし、この条例の規定を適用する。